

漁業特定技能協議会（第7回）

議事次第

日時：令和6年12月12日13:30～
場所：水産庁中央会議室

開 会

1. 特定技能制度の実施状況に関する情報共有
（1）試験実施状況
2. 2号構成員として講じる措置について
（1）特定技能外国人名簿の作成
（2）指導要領の作成
3. 特定技能協議会漁業分科会・養殖業分科会の開催状況
4. その他
（1）関係書類の押印等について
（2）外国人材の安全対策等の周知徹底について
（3）その他

配布資料：

- 資料1 試験実施情報
- 資料2-1 特定技能外国人名簿（案）
- 資料2-2 特定技能外国人指導要領例（案）
- 資料3 特定技能協議会漁業分科会・養殖業分科会開催状況
- 資料4-1 「漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（注意喚起）」（令和6年7月8日事務連絡）
- 資料4-2 規模の大きな事業者の特定技能協議会加入（整理）
- 資料4-3 在留資格「特定技能」に係る申請を予定されている関係者の皆様へ
- 参考資料 漁業分野における2号漁業技能測定試験の受験手続等に関する規則

試験実施情報(1号試験(漁業))

2024年11月末時点
大日本水産会試験実施予定国
インドネシア、日本、(フィリピン)

実施国	インドネシア	日本
試験実施主体	大日本水産会	
委託先	Yayasan Lembaga Bantuan Teknologi (LBT)	プロメトリック㈱
協力先	EDUCATION CENTER OF MARINE AND FISHERIES	-
実施場所	海洋水産省管轄の水産学校	47都道府県に設置されているテストセンター
受験料	460,000(IDR)	8,000円(税込)
受験資格	年齢:18歳以上	年齢:17歳以上(インドネシア国籍は18歳以上)
試験方法	ペーパーテスト	CBT方式
定員	50名程度(応募人数により変動)	会場の規模により変動
試験水準	漁船漁業職種に関する技能実習評価試験(専門級)と同等程度	
テスト科目	漁船漁業一般に関する基礎知識、労働安全関係、漁船漁業専門知識(釣り及び網関係)	
合格基準	学科試験及び実技試験の合計が65%以上の正答率	
試験実施時期 及び 試験結果	2019年度 1/23(@ジャカルタ市内) 8名合格(19名受験)	-
	2020年度 12/8(@ジャカルタ市内) 5名合格(16名受験) 2/9(@カラワン市内) 8名合格(11名受験)	3/11~3/19 2名合格(3名受験)
	2021年度 6/23(@カラワン市内) 9名合格(13名受験) 11/17(@カラワン市内) 7名合格(11名受験) 2/16(@カラワン市内) 24名合格(30名受験)	1/5~3/19 2名合格(3名受験)
	2022年度 6/15(@ジャカルタ市内) 5名合格(8名受験) 11/2(@ジャカルタ市内) 6名合格(6名受験) 2/14(@ジャカルタ市内) 36名合格(38名受験)	9/1~10/31 14名合格(21名受験) 1/5~2/28
	2023年度 6/13(@カラワン市内) 8名合格(16名受験) 7/11(@ランブン市内) 0名合格(2名受験) 11/9(@カラワン市内) 35名合格(39名受験) 2/7(@ジャカルタ市内) 11名合格(26名受験)	6/12~8/31 5名合格(12名受験) 11/1~11/30 2/1~2/29
	2024年度 6/19(@カラワン市内) 39名合格(47名受験) 11/13(@ジャカルタ市内) 39名合格(54名受験)	4/17~4/30 10名合格(19名受験) 5/1~5/31 8/1~8/31

試験実施情報(1号試験(養殖業))

2024年11月末時点
大日本水産会

試験実施予定国
インドネシア、日本、(フィリピン、ベトナム、中国)

実施国	インドネシア	フィリピン、ベトナム、中国	日本
試験実施主体	大日本水産会		
委託先	Yayasan Lembaga Bantuan Teknologi (LBT)	プロメトリック(株)	
協力先	EDUCATION CENTER OF MARINE AND FISHERIES	-	-
実施場所	海洋水産省管轄の水産学校	都市部のテストセンター	47都道府県に設置されているテストセンター
受験料	460,000(IDR)	1,700(PHP)、744,000(VND)、225(RMB)	8,000円(税込)
受験資格	年齢:18歳以上	年齢:17歳以上	年齢:17歳以上(インドネシア国籍は18歳以上)
試験方法	ペーパーテスト	CBT方式	
定員	150名程度(応募人数により変動)	会場の規模により変動	
試験水準	養殖業職種に関する技能実習評価試験(専門級)と同等程度		
テスト科目	養殖業一般に関する基礎知識、労働安全関係、養殖業門知識(給餌養殖及び無給餌養殖)		
合格基準	学科試験及び実技試験の合計が74%以上の正答率		
試験実施時期 及び 試験結果	-	2019年度 3/9～3/22(@フィリピン、4会場) 受験者なし	-
	2020年度 12/15(@ジャカルタ市内) 9名合格(19名受験) 2/2(@カラワン市内) 6名合格(21名受験)	実績無し	2020年度 3/11～19 17名合格(37名受験)
	2021年度 6/16(@カラワン市内) 8名合格(21名受験) 11/24(@カラワン市内) 15名合格(44名受験) 2/23(@カラワン市内) 23名合格(31名受験)	実績無し	2021年度 11/1～30 34名合格(98名受験) 1/5～3/19
	2022年度 6/29(@ジャカルタ市内) 62名合格(88名受験) 11/16(@ジャカルタ市内) 86名合格(124名受験) 1/25(@ジャカルタ市内) 109名合格(137名受験) 2/28(@ジャカルタ市内) 44名合格(62名受験)	実績無し	2022年度 8/1～9/30 57名合格(216名受験) 10/11～12/28 1/5～2/28
	2023年度 6/27(@カラワン市内) 96名合格(116名受験) 7/11(@ランブン市内) 2名合格(2名受験) 10/24(@カラワン市内) 117名合格(132名受験) 11/23(@カラワン市内) 125名合格(168名受験) 2/7(@ジャカルタ市内) 90名合格(109名受験) 2/29(@ジャカルタ市内) 119名合格(160名受験)	実績無し	2023年度 5/15～12/28 166名合格(381名受験) 1/5～2/29
	2024年度 6/4(@ジャカルタ市内) 68名合格(94名受験) 6/25(@カラワン市内) 147名合格(207名受験) 11/20(@ジャカルタ市内) 316名合格(396名受験)	実績無し	2024年度 4/17～11/30 153名合格(407名受験)

※ベトナム、中国については政府間の交渉がまとまっていないため試験実施不可

試験実施情報(2号試験)

2024年11月末時点
大日本水産会

試験実施予定国
日本

試験区分	漁業	養殖業
実施国	日本	
試験実施主体	大日本水産会	
委託先	プロメトリック(株)	
協力先	-	
実施時期	2024年度 7/1～12/28(@47都道府県) 1/5～2/28(@47都道府県)	
実施場所	47都道府県に設置されているテストセンター	
受験料	15,000円(税込)	
受験資格	年齢:17歳以上(インドネシア国籍は18歳以上) 実務経験:漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有する者	年齢:17歳以上(インドネシア国籍は18歳以上) 実務経験:漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有する者
試験方法	CBT方式	
定員	会場の規模により変動	
試験水準	日本国内において7年以上の漁船漁業の経験を有する者であれば、3割程度が合格する水準	日本国内において7年以上の養殖業の経験を有する者であれば、3割程度が合格する水準
テスト科目	漁船漁業一般に関する基礎知識、労働安全関係、漁船漁業専門知識(釣り及び網関係)	養殖業一般に関する基礎知識、労働安全関係、養殖業専門知識(給餌養殖及び無給餌養殖)
合格基準	学科試験及び実技試験の合計が65%以上の正答率	学科試験及び実技試験の合計が54%以上の正答率
試験結果	2024年度 7/1～7/31 3名合格(14名受験) 8/1～8/31 3名合格(7名受験) 9/1～9/30 1名合格(2名受験) 10/1～10/31 2名合格(11名受験) 11/1～11/30 0名合格(5名受験)	2024年度 7/1～7/31 1名合格(1名受験) 8/1～8/30 1名合格(2名受験) 9/1～9/30 0名合格(3名受験) 10/1～10/31 1名合格(3名受験) 11/1～11/30 3名合格(4名受験)

※国内試験結果については期間毎に表示

(案)

(2号構成員の名称) 特定技能外国人名簿

[illegible]

令和〇年9月30日現在

- 1) 国籍には国名のみを記載してください。
- 2) 氏名は、パスポートに記載しているアルファベットで記載（中国名等の漢字は不要です）し、読み方をカタカナで記載してください。
- 3) 在留資格は、特定技能1号と2号の別、業務区分をダウンリスト（漁業のみ、養殖のみ、漁業と養殖両方）から選択してください。
- 4) 居住地には都道府県名の他、市町村名まで記載願います。
- 5) 派遣の場合は、派遣先となる事業者名の記載をお願いします。
- 6) 退職により不となった場合は、備考欄に不となった理由（帰国、失踪、転籍、転職等）を記載願います。
- 7) 毎年9月30日現在の情報について翌月末までに事務局あて提出願います。

指導要領例（案）

特定技能外国人受入れに関する指導体制の構築等について

令和 年 月 日

団 体 名

1. 主 旨

本会は、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行い、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図ることを目的として水産庁が設置した「漁業特定技能協議会」における2号構成員（中央漁業団体等）として、特定技能外国人を雇用する漁業者等（以下「受入れ機関」とする。）に対し、特定技能制度の周知徹底・指導等、制度を円滑に推進するための事業を実施していくこととする。

また、受入れ機関は、1号構成員として漁業特定技能協議会に加入する義務があるが、加入にあたっては当該受入れ機関が関係する2号構成員を通じて加入申請をすることとされている。

このことから、本会における特定技能制度に係る事業について、以下に定める。

2. 事業体制

2号構成員は、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護が図られるよう、受入れ機関となる1号構成員に対する必要な指導及び助言を行うための体制の整備が求められている。

そのため、本会においては、会員組織を活用した指導・管理体制により特定技能制度に係る事業を行う。（特定技能制度のスキーム図参照）

3. 指導・管理業務及び対象とする一号構成員

（1）指導・管理業務

本会による指導・管理業務は以下のとおりとする。

- ① 特定技能制度に関する情報の収集及び周知・指導等
- ② 受入れ機関の1号構成員への加入登録手続（書類の確認と進達）、登録手数料の処理等
- ③ 2号構成員として特定技能協議会へ参画し、意見の反映
- ④ 特定技能制度を円滑に推進するための業務及び相談窓口
- ⑤ 受入れ機関が雇用している特定技能外国人の名簿作成
- ⑥ 特定技能外国人が行方不明等となった際の情報の把握と報告
- ⑦ その他

（2）対象とする一号構成員

＊具体的に記載願います。

〔例) 本会が管轄する、総トン数〇〇トン以上の動力船を用いて〇〇漁業を営む者。(定款などでの記載があれば、それを活用ください。〕

4. 登録手数料

本会においては、〇〇の考え方から、以下の手数料を徴収する。

5. 登録手数料の支払方法

漁業特定技能協議会 1 号構成員の登録要領による。

6. その他

参考

【指導体制のスキーム図】

漁業特定技能協議会 1 号構成員の登録要領

平成 年 月 日
団 体 名

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領第 1 条に基づき、・・・

・・・漁業特定技能協議会に参画するものを次のとおり定める。

(1 号構成員の責務)

第 1 条

(対象とする一号構成員)

第 2 条

(登録申請書類の確認と提出)

第 3 条

(登録手数料額と支払方法)

第 4 条

(確認事項)

第 5 条

(資格申請)

第 6 条

(証明書の送付)

第 7 条

(報告事項)

第 8 条

(資格の失効)

第 9 条

(その他)

第 1 0 条

特定技能協議会漁業分科会・養殖業分科会開催状況

漁業分科会	養殖分科会
○第1回会合（令和元年7月30日） 漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則 （漁業分科会決定第1号） 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ	○第1回会合（令和元年7月30日） 漁業特定技能協議会・養殖業分科会の運営規則 （養殖業分科会決定第1号） 養殖業分科会規約（養殖業分科会決定第2号） 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ
○第2回会合（令和元年10月8日） 特定技能外国人の安全性の確保 （漁業分科会決定第2号） 漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則の改正（軽微な修正） （漁業分科会決定第1号） 特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ 特定技能外国人等の配乗人数の報告	○第2回会合（令和4年11月22日） 運営要領及び構成員資格取扱要領の改正（派遣の際の対応を整理、協議会からの除名規定等） 特定技能2号にかかる漁業技能測定試験（養殖業）策定検討会の報告
○第3回会合（令和元年12月24日） 漁業技能測定試験（漁業）の受験資格について、「漁業経験3年以上または水産高校卒業（卒業見込みを含む）」の要件を見直し	○第3回会合（令和5年6月26日） 海士町を養殖分科会の構成員に指定 陸上養殖の2号構成員に該当する中央団体について検討
○第4回会合（令和4年9月8日）	

運営要領及び構成員資格取扱要領の改正（派遣の際の対応を整理、協議会からの除名規定等） 漁業分科会決定事項及び申し合わせの一部改正 協議会決定事項の遵守（7月28日付け事務連絡及び配乗状況に係る理由書）	
---	--

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 8 日

漁業技能実習事業協議会構成員
漁業特定技能協議会構成員 各位

漁業技能実習事業協議会事務局
漁業特定技能協議会事務局
(水産庁漁政部企画課)

漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（注意喚起）

漁業・養殖業における技能実習生や特定技能外国人等、外国人材の安全対策については、これまでも協議会等で議題としてきており、毎年、協議会構成員に対する事務連絡により、外国人材の漁労作業中の事故（機械への巻き込まれ事故、海中転落による死亡事故等）防止に向けた注意喚起を行っているところです。

海難事故を防止するためには、発航前検査や気象・海象情報の事前確認に加え、作業中の安全確保、ライフジャケットの着用などを確実に実施し、安全対策の徹底を図ることが極めて重要です。

特に、ライフジャケットの着用につきましては、小型船舶での着用が義務付けられているにも関わらず、未着用による死亡事故が未だ絶えないのは、遺憾と言わざるを得ません。

また、労働者を雇い入れた際には、雇用形態や国籍にかかわらず、労働安全衛生法で定める安全衛生教育を行うことが事業者には義務付けられていることにも、留意していただく必要があります。

つきましては、下記について貴管下の技能実習実施者、技能実習関係者、特定技能関係者に周知・指導していただきますようお願いいたします。

記

1. 気象・海象情報の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

2. 航海・操業時の安全確保

航海・操業時は常に周囲の見張りを励行するとともに、漁労作業中の乗組員（20 トン未満の小型漁船の乗組員を含む。）に対するヘルメット等の保護具、ライフジャケット等の着用を徹底させてください。

特に、20 トン未満の小型漁船については、暴露甲板上にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用を徹底させてください。

また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、事故や遭難等が生じる危険性がある場合には、操業を中止し安全確保を最優先としてください。

荒天時には、重量物の固定やドア・ハッチなど開口部の閉鎖などを行い、重心を安定させ、船の復元性を確保することが転覆防止につながります。

3. 配乗人数の遵守の徹底

漁船漁業の技能実習においては、適正な実習の実施及び海上作業の安全を確保する観点から、技能実習生の人数は、漁船一隻あたり、技能実習生を除く乗組員の人数の範囲内等と定められています。加えて、経験の浅い技能実習生を独りで作業に従事させないようにし、技能実習指導員の下で計画に沿って実習させること、技能実習生に対し安全教育を徹底すること等を、いま一度ご確認いただきますようお願いいたします。

また、特定技能外国人材においても、日本人船員の確保・育成とともに漁船内の秩序維持及び漁船の安全性確保を図ることが肝要との観点から、外国人材の配乗人数に関する漁業特定技能協議会の漁業分科会申し合わせにより、漁船一隻あたりの外国人材の配乗人数を定めているところです。本件につきましても、いま一度ご確認をいただき、申し合わせが適切に遵守されるよう最大限のご努力をお願いいたします。

4. 雇入れ時等の安全衛生教育の義務

労働安全衛生法では、雇用形態や国籍にかかわらず、全ての労働者に対し、雇入れ時や作業内容の変更時に、以下の8項目に係る安全衛生教育を行うことが事業者に義務付けられています（同法第 59 条）ので、十分にご留意ください。

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
3. 作業手順に関すること
4. 作業開始時の点検に関すること
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以 上

技能実習生等乗船中の海難事故事例

発生日時	事故種類	漁業種類	死亡者等	備考
2023 年 6 月 19 日	海中転落	定置網	インドネシア国籍 特定技能 1 名負傷	・ヘルメットを着用せず、船上で定置網の整備中にクレーンの作業用フックが頭部にあたり海中転落。
2023 年 5 月 20 日	海中転落	かつお一本釣り	インドネシア国籍 特定技能 1 名死亡	・ライフジャケットを着用せず、船上で漁労作業中に横波を受け海中転落。乗組員により救助されるも死亡。
2023 年 3 月 17 日	ドラム巻き込まれ	ほたて養殖	インドネシア国籍 特定技能 1 名死亡	・ロープを引き上げる作業中に、漁労機械ドラムに巻き込まれて死亡。
2022 年 9 月 29 日	海中転落	沖合底びき	インドネシア国籍 技能実習生 1 名死亡	・ライフジャケットを着用せず、船上で作業していた（転落する様子は未確認）。
2022 年 4 月 7 日	巻き揚げローラー挟まれ	まき網	インドネシア国籍 特定技能 1 名死亡	・当時の乗組員は日本人 4 名、インドネシア人 4 名の計 8 名。 ・ローラーの操作を担当していたところ、手を挟まれて上半身を引き込まれた。
2021 年 11 月 21 日	火災	いか釣り	全員 無事救助	・当時の乗組員は日本人 1 名、インドネシア国籍技能実習生 2 名。 ・出火当時は休憩中だった。
2020 年 8 月 24 日	転覆	まぐろはえ縄	船長 1 名ほか インドネシア国籍 技能実習生 2 名行方不明	・当時の乗組員は日本人 1 名、インドネシア国籍技能実習生 3 名の計 4 名。 ・台風 8 号接近の影響を受け、海上は大荒れ。 ・ライフジャケットは全員未着用。
2019 年 10 月 23 日	海中転落	まき網	インドネシア国籍 技能実習生 1 名死亡	・ライフジャケットを着用せず、船の後方部分で作業していた（転落する様子は未確認）。

2019 年 10 月 19 日	海中転落	沖合底びき	インドネシア国籍 技能実習生 1 名行方不明	・当時の乗組員は合計 11 名、うち 4 名が技能実習生。 ・揚網中、ロープにまきこまれ、海中転落（転落する様子は未確認）。 ・ライフジャケットを着用していたが、救助を試みた際に外れた。
2019 年 9 月 8 日	転覆	まぐろ はえ縄	全員 無事救助	・当時の乗組員は日本人 2 名、インドネシア国籍技能実習生 4 名の計 6 名。 ・現場付近の海域では濃霧注意報が発令。
2019 年 8 月 28 日	転覆	大目流し網	全員 無事救助	・当時の乗組員は日本人 3 名、インドネシア国籍技能実習生 4 名の計 7 名。 ・横波を受けて転覆、波の高さは 3 メートル。 ・ライフジャケットは全員未着用。
2019 年 5 月 24 日	転覆	小型底びき	インドネシア国籍 技能実習生 1 名死亡	・当時の乗組員は日本人 1 名、インドネシア国籍技能実習生 3 名の計 4 名。 ・揚網中、網の負荷に耐えきれず転覆。 ・ライフジャケットは全員着用。
2019 年 1 月 16 日	座礁	いか釣り	船長 1 名負傷	・当時の乗組員は日本人 4 名、インドネシア国籍技能実習生 4 名の計 8 名。 ・波の高さは 3 メートル。 ・技能実習生が単独で船橋当直を行っていた。

令和6年4月23日
企画課漁業労働班

規模の大きな事業者の特定技能協議会加入（整理）

複数の事業所を有する規模の大きな事業者が、1号構成員として特定技能協議会へ加入するにあたっては、特定技能外国人の在留申請の際に、雇用契約を結んでいる相手先が特定技能協議会に加入している旨の証明書類を、地方出入国在留管理局から求められることから、特定技能外国人と雇用契約を締結する相手方に合わせ以下のとおりとする。

- ・ 特定技能外国人が本社と雇用契約を結んでいる場合。
本社が1号構成員として漁業特定技能協議会に加入する。
- ・ 特定技能外国人が事業所と雇用契約を結んでいる場合。
雇用先となる事業所が1号構成員として漁業特定技能協議会に加入する。

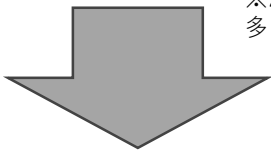
なお、本社と雇用契約を結んでいる場合であって事業所に配属する場合は、配属先となる事業所について、2号構成員に報告するものとする。



在留資格「特定技能」に係る申請を 予定されている関係者の皆様へ

**2025年1月以降、窓口の混雑や審査結果の
通知が大幅に遅くなる**ことが予想されます。

※2022年3月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限緩和に伴い新規入国した多くの技能実習生が、技能実習2号を修了することに伴うものです。



以下の点に注意して、申請をお願いします。

必要書類がそろっているか、必ず御確認ください。
書類に不足があると、審査が遅延します。

※電子届出システムの利用者は、提出書類の省略が可能です。提出書類の御確認は[こちら](#)から



オンライン申請をぜひ御活用ください。

- ・オンライン上で**審査状況を確認できます**。窓口申請の場合、個別の申請に関するお問合せにはお答えできません。
- ・オンラインで申請を行えば、**在留資格認定証明書を電子メールで受け取ることができます**。（海外に住む外国人本人に転送が可能であり、その後の手続を速やかに行うことが可能です）

※オンライン申請に関する御案内は[こちら](#)から



**在留期間中に受入れ機関の書類を準備できない場合は、
「特定活動（特定技能1号への移行を希望する場合）」への在留資格変更許可申請を行ってください。**

※特定活動の申請に関する御案内は[こちら](#)から

